

# 生活保護支給地裁が基準

## 大阪申請却下取り消す

就労することが可能との理由で生活保護の支給を認めなかったのは違法だとして、大阪府岸和田市の男性(40)が同市を相手取り、保護申請の却下処分を取り消しなどを求めた訴訟の判決が31日、大阪地裁であった。田中健治裁判長は「申請者の状況を個別に考慮すべきだ」とし、年齢や健康状態、学歴、生活困窮度合など行政側の判断の基準を示したうえで、処分を取り消した。原告側によると、生活保護をめぐる司法が支給の具体的な基準に

言及したのは異例という。▼37面「何度も自殺考えた」  
判決などによると、男性は2008年に夫婦で同市に転居。求職活動をしたが就職先が見つからず、同年6〜12月に計5回生活保護を申請したが却下された。田中裁判長はまず、行政が厚生労働省の局長通達に基づき稼働(働く)能力の有無によって支給の可否を判断している点に言及。「能力の有無だけではなく、その程度についても考慮する必要がある」と指摘した。また、「生活を維持するため働こうと努力していれば、一般的に見ればさらに努力する余地があったとしても、働く意思はあると認めるべきだ」との判断の枠組みを示した。そのうえで、男性の最終学歴が中学卒業で、特殊な技能や資格がない▽ハローワークなどで求職活動し、最低限必要な努力をしている▽岸和田市周辺での有効求人倍率が0.5を下回っていた―と認定。男性には高度な稼働能力はなく、「働く意思はあったが働く場がなく、保護が必要だった」と結論づけた。

■生活保護開始の要件

	厚労省局長通達	地裁の判断
稼働能力の有無	年齢や医学的な面からの評価だけでなく、資格や生活歴、職歴などを総合的に勘案	稼働能力の「有無」だけでなく、能力の「程度」も考慮する必要がある
稼働意思	真摯(しんし)に求職活動を行ったかどうかを踏まえる	生活の維持の努力を行う意思が認められれば、一般的にみればさらなる努力をする余地があっても、意思はあると認めるのが相当
稼働可能の場	地域内における有効求人倍率や報告内容などの客観的な必要要件を踏まえる	求人倍率の数値から就労する場を得る抽象的だが、可能性があれば原則として就労する場を得ることができるような状況かどうかを基準とする

## 丁寧な判断求める

男性は国家賠償法に基づき、市に100万円の賠償も請求。これについては「求職活動をしたかを判断する際、漫然と調査をした」として、本来なら支給できるはずだった生活保護費と慰謝料計68万円の支払いを命じた。岸和田市は「判決内容を精査し、関係機関とも協議した上で対応を検討する」とのコメントを出した。

「健康で若ければ、働く場所はある」。生活保護申請を判断する際、行政はこんな先入観を抱いていないか。判決はこうした疑問を呈し、申請者個々の状況を総合的に勘案すべきだとの基準を示した。行政に、より丁寧な「判断」を求めたといえる。基準は厚生労働省も示している。例えば稼働能力の有無については「資格や職歴を総合的に勘案する」としているが、判決は「能力の『程度』についても考慮する必要がある」と踏み込んだ。少しでも能力があれば、機械的に却下する姿勢を戒めたものだ。生活保護の支給総額は増え続け、今年度は3兆8千億円。不正受給が多発する一方で、行政が支給希望者を追い返す「水際作戦」も問題視される。「個々の状況」を調べれば、矛盾は解消する。行政は「生活に困窮する国民に必要な保護を保障する」という生活保護法の趣旨に立ち返るべきだ。(大田航)